

秋の全国火災予防運動

9日から防火フェスタを開催

期間中は防火診断や老朽化消火器の回収も

11月9日(火)から15日(月)まで、秋の
全国火災予防運動が実施されます。

火災予防運動は、火災が多く発生し
やすくなる時季を迎え、市民の防火に
対する関心を高め、火災から尊い生命
を守り、かつ貴重な財産の損失を防ぐ
ことを目的としています。

市消防本部では期間中、次のような
催しや活動を行います。



親子で消火訓練
(昨年の防災フェスタで)

防火フェスタ2004

期間 11月9日(火)～15日(月)

会場 成田ユアエルム1階センター
プラザ

内容

○住宅防火対策展

住宅防火対策のためのパンフレット
配布、住宅用スプリンクラー設備・住
宅用火災警報器・防災物品などの住宅
防火に関する展示

○防火ポスター展

市内の小中学校の児童・生徒を対象
にした、防火ポスターの入賞作品を展
示します。

ことしもたくさんの作品が寄せられ、
市長賞など特別賞15点、金賞10点、銀
賞20点、銅賞30点が選ばれました。

○そのほか防災コーナーを設置

○「火の用心」コンサート

市消防音楽隊によるプラスバンド演
奏を実施

・日時 11月14日(日) 午前11時30分から

・会場 成田ユアエルム1階センター
プラザ

一般家庭の防火診断

期間中に消防職員が次の地区の家庭
を訪問して、ガス器具や暖房器具など
の火気使用が適切かどうかの診断と防
火の相談を行います。

○寺台、野毛平、東金山、関戸、和田

○下金山：成田消防署

○荒海、小泉：飯岡分署

○本三里塚：三里塚消防署

○玉造1丁目、玉造2丁目：赤坂消防署

防火診断に向う職員は、名札と腕章
を付け身分証明書を携帯しています。



ご確認ください



キャンペーン用のチラシ



老朽化消火器の回収

相次いで発生した、消火器の破裂事
故の再発を防止するため、住宅などに
ある老朽化した消火器の回収を実施し
ます。

○期間 11月8日(月)～12日(金) 午前

9時～午後4時

○場所 市消防本部予防課

○料金 1,000円(処分料)

回収した消火器は(社)日本消火器工
業会会員各社などで適正に処理され
ます。

危険物の安全対策

市消防本部管内の道路において、通
行中の移動タンク貯蔵車を対象に、警
察と合同で立入検査を行います。

「119番の日」火災防御訓練

学校での火災を想定し、教職員・生
徒と3署による合同の火災防御訓練を
実施します。

○日時 11月9日(火) 午前11時20分から

○会場 西中学校

火災予防運動期間中の防火相談は、
消防本部予防課が最寄の消防署へ。

消防本部予防課 ☎20 15991

成田消防署 ☎20 15994

飯岡分署 ☎36 01119

三里塚消防署 ☎35 10007

赤坂消防署 ☎26 32110

みんなで取り組もう!ごみの減量化

ごみの減量やリサイクルは、わたしたちの日常生活でとても身近で大切な問題となってきました。今回は市のごみ処理の現状と、ごみを減らすための取り組みについてお知らせします。



リサイクルプラザ(手前2棟)と
いずみ清掃工場(奥)

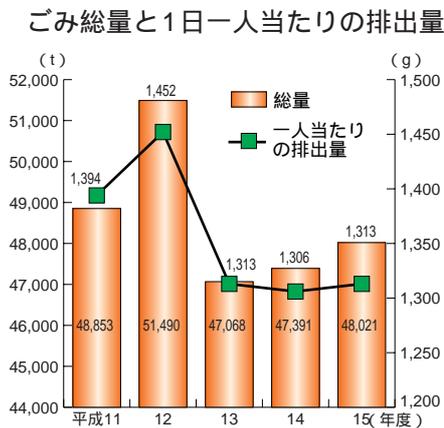
**処理費用は
年間約19億円**

市の15年度のごみ総量は、48,022tで、これを市民一人当たりの1日のごみ排出量に換算すると、1,313gとなります。

ごみ総量は、13年度に事業系ごみ処理手数料を改正したことにより大幅に減少しましたが、その後は、人口の増加もあり微増の傾向が見られます(左表参照)。また、15年度、ごみの処理に要した経費は、18億7千万円(一人当たり約19,130円)で、1tのごみを処理するために、約38,940円がかかったこととなります(平成16年3月末日の人口97,740人で算出)。

**固形燃料や
セメントへ再利用**

再資源化への取り組みについては、



リサイクル運動やリサイクルプラザでの資源物の選別に加え、近年ではビール・プラスチック類の固形燃料化や、いずみ清掃工場から排出される焼却灰のセメント化(エコセメント)など、新たな再資源化の方法に取り組んでいます。

**リサイクルや
減量化を支援**

市では、今後も増えることが予想されるごみに対して、各家庭でごみの減量化に取り組んでもらおうと、次のような助成を行っています。

リサイクル団体へ奨励金

自治会や子供会などの団体でリサイクル活動に取り組んでもらえる団体を募集しています。原則として毎月1回活動し、集めた資源物の重量に応じてその団体に奨励金(1kgにつき10円)が交付されます。15年度末時点で、登録団体は133団体です。

家庭用ごみ減量器具設置費補助金

生ごみを減量する器具(コンポスト容器、生ごみ処理容器、機械式生ごみ処理機)を購入する人に対して、下記のとおり補助金を交付しています。器具を購入する前に補助金の申し込みをしてください。

くわしくはクリーン推進課 ☎20 5300へ。

家庭用ごみ減量器具設置費補助金

補助の対象者	世帯主であること 市税を滞納していないこと コンポスト容器を設置できる敷地を有すること(コンポスト容器の補助金を受ける場合に限る)
補助金額	購入額の1/2に相当する額(100円未満の端数切り捨て)とし、コンポスト容器5,000円、生ごみ処理容器1,500円、機械式生ごみ処理機50,000円を上限とする。 ただし、成田空港騒音地域については、50%増しとする。
補助基数	コンポスト容器・生ごみ処理容器は、1世帯当たり2基まで、 機械式生ごみ処理機は、1世帯当たり1基までとする。
再補助対象資格	前回の補助から5年以上の期間を経過していれば、再補助の対象となります。

なお、購入後の申請は受け付けできませんので、必ず購入前にクリーン推進課で手続きをしてください。